

# 消防団員の処遇

## 【年報酬】

年報酬は柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例により定められています。金額については階級により異なり、以下のとおりとなります。毎年4月若しくは5月に支給されます。

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員
149,700	107,400	77,400	67,200	57,300	53,600	42,100	36,500

※年報酬から互助会費、共済掛金、班長以上は所得税、1分団は分団費が差し引かれます。

年度の途中で入団した場合は、「年報酬額÷12×その年度の入団月から3月までの月数」

年度の途中で退団した場合は、「年報酬額÷12×その年度の4月から退団月までの月数」

## 【出勤報酬（出席費用弁償）】

出勤報酬は柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例により定められています。消防団活動で出勤した場合は出勤報酬として、災害対応の場合1日8,000円（4時間未満の出勤は4,000円）その他の出勤は1回につき2,300円支給されます。また、出勤した場合の出席費用弁償は1日500円が支給されます。

## 【退職報償金】

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて支給します。支給額については以下のとおりです。

階級	勤務年数		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満			
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000		
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000		
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000		
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000		
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000		
団員（副班長）	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000		

## 【公務災害補償】

公務災害は消防団の業務（上記「消防団の主な活動」）をしている際に怪我等をした場合に補償される。業務中に怪我等をした場合は速やかに総務課まで報告をお願いします。また、医療機関に「公務災害です」としっかりと伝え、健康保険証を使用せず、支払いはしないようにお願いします。

## 【福祉共済、火災共済、個人年金】

福祉共済は団員が死亡した場合や事故により負傷し、もしくは疾病により障害の状態に該当した場合等に補償を行うための共済です。福祉共済の掛金は年額3,000円で1,500円ずつ消防団員個人と町で折半して支払っています。消防団員分は年報酬から天引きしています。

B型火災共済は団員の住んでいる家が災害等により、損害を被ったときに請求できる共済です。B型火災共済の掛金は、団員1人あたり年間2,500円で、年報酬から天引きをしています。

個人年金は最長70歳まで積立てが可能な公的年金の補完ができる制度です。毎月1万円（ゆうちょ銀行の場合は5,000円）以上を積立てることにより、老後の生活に備えることができます。